

監査の概要

平成29年度版

新潟市監査委員事務局

目 次

I 監査の概要

1. 監査委員とは 1
2. 本市の監査委員 1
3. 監査等の種類 3
4. 監査の基準 4
5. 監査結果の処理基準 5
6. 監査結果に基づく市長等の措置 5

II 平成29年度 監査等の結果

1. 定期監査（財務等監査・工事監査） 6
2. 財政援助団体等監査 13
3. 平成28年度 決算審査 17
4. 平成28年度 基金運用状況審査 27
5. 平成28年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査 . . . 27
6. 例月の現金出納検査 30
7. 包括外部監査 30
8. 住民監査請求に基づく監査 31
9. 請求等に基づく監査 32
- 《参考》 監査委員に関わる地方自治法その他の法令・例規（抜粋） . . . 33

I 監査の概要

1. 監査委員とは

監査委員は、地方自治法に基づいて設置される地方公共団体の長から独立した独任制の執行機関です。

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正に行われているかを公正不偏の立場から監査し、公正で効率的な市政運営の確保に資することを職務としています。

【用語の解説】

「独任制」とは、それぞれの監査委員が独立して職務を行うことです。このため教育委員会などのように「監査委員会」とは呼びません。ただし、監査の結果や意見の決定については、監査委員全員の「合議」によっています。

2. 本市の監査委員

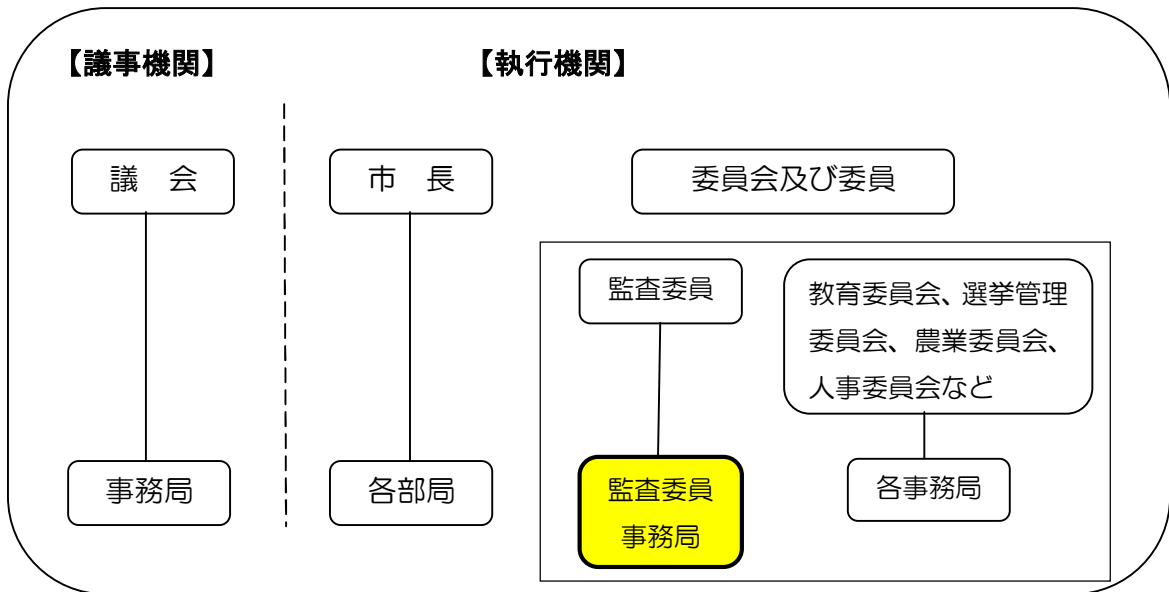
監査委員は、行政運営に関し識見を有する者及び市議会議員のうちから市長が市議会の同意を得て選任します。監査委員の任期は、識見の監査委員は4年、議選の監査委員は議員の任期によります。

本市の監査委員は次の4名です。

(平成29年10月現在)

		氏名	就任年月日	備考
識見委員	常勤	貝瀬 壽夫	平成26年 4月 1日	代表監査委員
	非常勤	伊藤 秀夫	平成29年10月 1日	弁護士
議選委員	非常勤	渡辺 有子	平成29年 5月20日	市議会議員
	非常勤	加藤 大弥	平成29年 5月20日	市議会議員

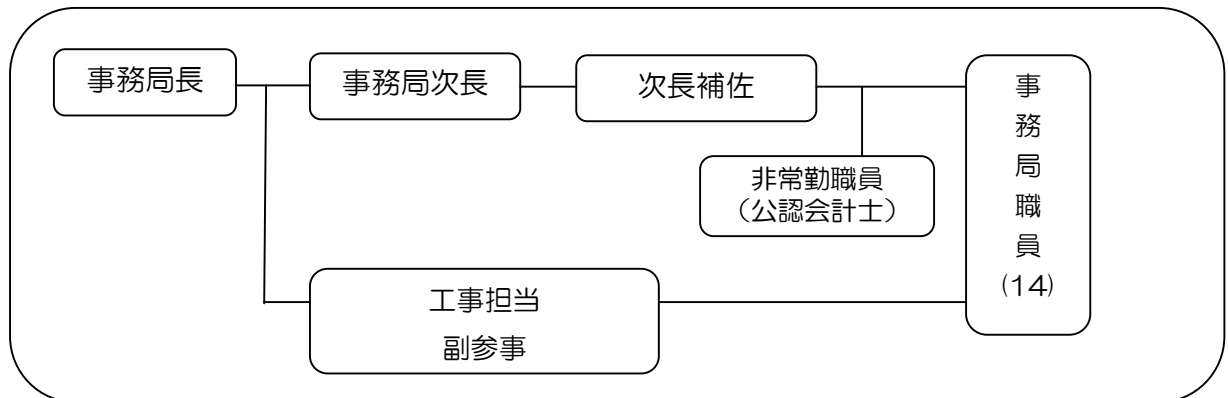
(1) 新潟市の監査委員



(2) 監査委員事務局（平成29年4月1日現在）

■ 組織体制

監査委員を補助するため、事務局が置かれています。（自治法 200 条）



注：表中の（ ）内の数字は職員数、ただし数字がない場合は 1 名

■ 所管事務

- 定期監査等監査に関すること
- 出納検査に関すること
- 決算審査等に関すること
- 健全化判断比率等審査に関すること
- 外部監査人の監査に関すること

3. 監査等の種類

監査委員は、公正不偏の立場から、市の事務が住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかに留意して、各種の監査や審査を行っています。

監査等の主な種類には、次のようなものがあります。

(1) 法律などの定めにより定期的に行う監査等

種 別	概 要	関係法令
定期監査 (財務等監査) (工事監査)	市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理についての監査 市の建設事業に係る設計、積算や施工等についての技術面からの監査	地方自治法 第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項
決算審査	市長から提出された一般会計、特別会計及び公営企業会計（水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）の決算書等に基づく決算の審査	地方自治法 第 233 条第 2 項 地方公営企業法 第 30 条第 2 項
健全化判断比率・資金不足比率の審査	市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率算定の審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項
例月の現金出納検査	現金の出納について、毎月例日を定めて行う検査	地方自治法 第 235 条の 2 第 1 項

(2) 監査委員が必要があると認めたときに行う監査

種 別	概 要	関係法令
行政監査	市の事務の執行が、合理的、効率的に行われているか、法令等に従って適正に行われているかについての監査	地方自治法 第 199 条第 2 項

財政援助団体等監査	市が財政的援助を与えている団体等の出納、その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものについての監査	地方自治法 第 199 条第 7 項
随時監査	定期監査のほか、必要に応じて行う、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理についての監査	地方自治法 第 199 条第 5 項

(3) 市民などの要求や請求に基づいて行う監査

種 別	概 要	関係法令
住民監査請求に基づく監査	市民からの監査請求により行う監査	地方自治法 第 242 条

4. 監査の基準

監査にあたっては、公正で市民に信頼される市政運営の推進に資するため、「新潟市監査委員監査基準」に基づき、実施しています。

【概 要】

- (1) 新潟市監査委員監査基準は、監査委員監査の基準であり、実施可能にして合理的である限りこれに従って監査、検査及び審査を実施する。**(基準第 2 条)**
- (2) 監査等の対象に係るリスクを考慮して、効果的かつ効率的に監査等を実施しなければならない。その場合のリスクの重要度については、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断する。**(基準第 7 条)**
- (3) 監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合规性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性も考慮する。**(基準第 15 条第 2 項)**
 - 合规性 ⇒ 法令等に従って適正に処理されているか
 - 経済性 ⇒ より少ない経費で、同様の効果が得られないか
 - 効率性 ⇒ 同じ経費で、より大きな効果が得られないか
 - 有効性 ⇒ 事務事業が所期の目的を達成し、効果を上げているか

(4) 定期監査等の監査の報告に係るものについては、市民への説明責任を果たしていくため、ホームページなども効果的に活用し、適時、市民にわかりやすい形で情報を速やかに公表する。**(基準第 22 条)**

※「新潟市監査委員監査基準」は平成 29 年 4 月 1 日から施行。

5. 監査結果の処理基準

監査の実施により問題が認められる事項については、概ね以下の 3 点に整理しています。このうち「指摘事項」と「意見」については、監査の結果として公表し、市長等の措置を求めています。

(1) 指摘事項

法令等に違反し、又は不当と認められるため是正を求める事項若しくは経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項であって、特に指摘すべき事項として監査結果で報告し、公表するもの**(自治法 199 条 9 項)**

(2) 意見

監査結果に関する報告に添えて、組織及び運営の合理化に資するために示す見解で、公表するもの **(自治法 199 条 10 項)**

(3) 軽微事項

監査にあたってみられた、上記の指摘事項以外の軽微な事務処理誤りと認められる事項

6. 監査結果に基づく市長等の措置

監査委員が行った監査結果に基づき、市長等の関係機関が改善等の措置を講じたときは、監査委員に通知するとされています。

監査の実効性を確保するため、監査の実施後、措置の実施状況を確認しており、監査委員は、「指摘」「意見」に対する措置内容について公表しています。

(自治法 199 条 12 項)

Ⅱ 平成 29 年度 監査等の結果

1. 定期監査（財務等監査・工事監査）

■ 財務等監査は、財務に関する事務の執行及び公営企業等の経営に係る事業の管理等の全般を対象に実施する基本的な監査です。

予算の執行等が法令等に則って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施しています。

原則として部・区を単位として、3年間で全所属を一巡しています。

■ 工事監査は、設計積算、契約、施工など工事に関連した事項全般について、主として技術面から適正に行われているかを監査するものです。

工事の執行に関して、財務等監査と同様に経済性などに留意するとともに、工事及び施設の安全性や維持管理の容易性にも配慮して実施しています。

対象部署は、財務監査対象部署のほか、適宜、工事を所管する部署を選定します。

(1) 指摘事項の概要

○財務等監査

■ 契約事務に関する事例

【事例 1】（平成 29 年 6 月 公表）

予定価格を決定する事務処理過程において、関係職員が誰も誤りに気付かずチェック体制が形骸化していた案件が見受けられた。

【監査委員の見解】

入札に対する信用に関わる予定価格の重要性をあらためて認識するとともに、不適切な事務処理が生じないよう形骸化しにくい組織的なチェック体制を整備し、適正な事務の執行に努められたい。



【上記の結果に対して市長等が講じた措置】

○再発防止措置として、下記の事項を実施

- ①コンプライアンス研修実施及び事案発生の原因について周知を行い、予定価格の重要性について意識徹底を図った。
- ②課内におけるダブルチェックと、区総務課が最終確認を行う仕組みを構築した。(措置実施課)

○契約事務の適切な執行について、掲示板で周知(制度所管課)

【事例 2】(平成 29 年 12 月 公表)

対象部署で契約した 100 万円未満の工事のうち緊急修繕工事通知書に基づく一者随意契約(以下「緊急一者随意契約」)にて執行した工事が 94.6%とほとんどが緊急一者随意契約であり、中には執行が認められていないと考えられる新設工事も行われていた。

【監査委員の見解】

緊急一者随意契約の不適切な運用は、競争行為が働かないことによる市の損失、業者入札に対する信用に関わる予定価格の重要性をあらためて認識するとともに、運用については制度の趣旨をよく理解し、制度に適合する工事についてのみ適用し、適正な事務の執行に努められたい。



【上記の結果に対して市長等が講じた措置】

○再発防止措置として、下記の事項を実施

- ①緊急一者随意契約に関して執行可能案件の徹底に関する研修実施
- ②緊急修繕工事等通知書に緊急修繕該当項目例の添付を義務付け
- ③様式を改め総務課 2 名の決裁欄を追記
(措置実施課)

○「契約事務の適切な執行について」を発出し周知。毎年実施している会議の場で、各区建設課及び各地域土木事務所の実務担当者に対し適切な事務処理を再周知(制度所管課)

【事例3】（平成30年3月公表）

清掃業務委託において、契約書の作成を担当者が失念し、契約が未締結のままになっていた。落札者が前年度の受託者であったことから、引き続き業務を行っていたものの、契約を締結されていないため請求書を発行することができず、12月分まで未払となっていた。また、電柱設置の行政財産使用許可について、設置者から申請書が提出されていたものの、担当者が手続を失念していた。

【監査委員の見解】

業務の進捗状況が課内で確認できる体制であったならば、早期に気づき対応することができたと考えられる。今後は、業務の実態や進捗状況を把握し、事務処理遅延が生じないようチェック体制を強化し、適切に処理されるよう留意されたい。



【上記の結果に対して市長等が講じた措置】

- 再発防止措置として、下記の事項を実施
 - ①年間の支払一覧表を作成し、支払いについて複数人で確認
 - ②申請書の受領から納入確認までのチェックリストを作成し複数人で確認
 - ③課内の予算資料に次回の歳入年度を明記し複数人で把握
 - ④使用許可の開始日、許可期間の調整
（措置実施課）
- 事務の理解不足によるものであることから適切な事務処理を行うよう指導。また、庶務研修等の際に周知。（制度所管課）

■ 事務処理に関する事例

【事例1】（平成29年6月公表）

開発行為許可申請手数料の公金着服事案を受けて、同様の業務について実地監査を行ったところ、「開発行為を受けない市街化調整区域内の土地における建築許可申請」を受理したが、申請手数料が徴収されているものと誤認し、未徴収のままとなっていた。

【監査委員の見解】

歳入徴収事務のチェック体制の重要性を十分認識するとともに、不適切な事務処理が発生しないよう、納付書の連番管理、申請書等と収入済額との突合、担当者以外による定期的な確認など、未然防止のポイントを押さえた組織的なチェック体制を再構築し、適正な事務の執行に努められたい。



【上記の結果に対して市長等が講じた措置】

- 手書き納付書を使用せず財務会計システムで作成した納付書を発行し指定金融機関等で納付する方法に変更。また、新たに進捗管理表を作成し、月末に申請書・領収書・調定書を突合し課内で報告することとした。（措置実施課）
- 財務会計研修で、組織的なチェック体制の方法等を説明したほか、会計検査で収納業務が点検できる検査の工夫を行った。また、手書き納付書に連番を当初から印刷することとした。現金取扱業務に係る業務手順・チェック体制の点検を実施した。（制度所管課）

【事例2】（平成29年12月公表）

リース期間満了後に市に譲渡されたひまわりクラブのプレハブ施設の内、3施設が区健康福祉課の財産でなく、こども政策課の財産という事例が見られた。また、備品についても備品台帳を作成するなどの適正な管理がなされていない。

【監査委員の見解】

関係部署・団体において役割分担をどのように考えることが適当なのか方向性について協議し、明文化してもらいたい。また、備品台帳を作成し、協定書に添付するとともに、指定管理者にも備品台帳により備品管理を行うように指導してもらいたい。



【上記の結果に対して市長等が講じた措置】

- 区健康福祉課に所属替えを行ったほか、こども政策課と区健康福祉課の役割分担を明確にするため、平成31年度の指定管理者の切替えの際に合わせ、事務分担も変更できるように準備を進めることとした。
（措置実施課）
- 対象部署に対し適正な備品管理を行うよう指導を行ったほか、各所属に対して備品管理の適正な事務処理について通知を行った。
（制度所管課）

【事例3】（平成30年3月 公表）

道路占用料の未納額が増加傾向にあり、特に平成24・25・26年度の3年の間に許可したものの未収額が例年に比べ増加していたことから、当該年度に係る未収金の管理状況を確認したところ、未納者に対する督促を行っていなかった。

【監査委員の見解】

道路占用料の時効は5年であることから、平成24年度許可分については不納欠損となる見込みであり、平成25年度及び平成26年度許可分についても順次不納欠損となるおそれがある。

過年度分の未納者に対して督促状を送付しないなど、当該未収金の不納欠損となった場合には、本市に損害が生じるということの理解に欠け、債権管理の重要性に対する認識が極めて希薄であるといわざるを得ない。

直ちにその債務者に対して督促状を送付し、回収に向け最大限努めるとともに、今後は、債権管理の重要性をあらためて認識し、法令等に定められた事務を確実に実施する体制を早急に構築されたい。



【上記の結果に対して市長等が講じた措置】

- 再発防止措置として、担当者間で徴収事務の手順や関係法令を再確認し、徴収事務フローに基づき、毎月未納状況をチェックするとともに、所属内で情報共有を図る。
また、未納者が新たに申請書を提出する場合は、許可を留保して未納を解消する。（措置実施課）
- 事務の理解不足によるものであることから適切な事務処理を行うよう指導。また、事務担当者会議で事例を紹介し注意喚起を図るとともに債権管理研修への参加を促す。（制度所管課）

(2) 監査委員の意見

■ 農耕作業用自動車に対する軽自動車税の課税について（平成 29 年 6 月 公表）

トラクタ、農業用薬剤散布車、コンバイン、動力田植機等の農耕作業用自動車
で乗用装置があり、最高時速が 35 km未満のものは小型特殊自動車となり、市税
条例により申告書の届出が必要となることから、農業用機械に対する軽自動車税
の課税状況を検証することとした。

2015 農林業センサスに比べ農耕作業用自動車の軽自動車税課税台数の割合
は、全国平均 62.3%に対し本市は 81.8%と高く、県内 20 市でも上位に位置し、
2010 農林業センサス時の本市割合よりも大幅に上昇していた。これは、過去に
本来軽自動車税として課税すべき農耕作業用自動車を償却資産として誤って課税
していたことなどを踏まえ、農機具取扱事業者への協力依頼等への効果が現れて
いると見ることもできる。

なお、今回の定期監査において、本来軽自動車税の申告が必要な農耕作業用自
動車の購入経費を補助する制度で、軽自動車税の申告の有無について確認しない
まま、補助金額を確定している行為が見受けられたことから、本来税の申告が必
要な機械器具等の購入などに対し補助金が支出されているケースがないか検証し
たうえで、補助事業の所管課に働きかけるなど税部門として税の申告を促すよう
努められたい。



【上記の結果に対して市長等が講じた措置】

- 農耕作業用自動車等の購入経費に対して補助金等を支出している所管
課を調査し、補助を決定する際に税関係申告が済んでいることを確認
又は制度化してもらうよう依頼するほか、補助事業の担当課である農
業政策課に対し、要綱改正についての確認を行った。
また、適切な申告のため窓口にはチラシを設置した。（制度所管課）

2. 財政援助団体等監査

■ 財政援助団体等監査は、市が財政的援助を与えている団体等の出納、その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものについての監査を行います。

なお、財政援助団体等とは、財政援助団体、出資団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者のことをいいます。
(自治法 199 条 5 項、7 項)

(1) 対象団体等（年度：平成 29 年度）

○社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）、及び市社協に対する補助制度及び同協議会が管理する公の施設に係る所管課

(2) 監査結果の概要

■ まとめ

市社協は、地域の福祉課題を把握し、地域住民やボランティア、各種団体などと協働・連携し、課題解決に向けて取組を行う地域福祉活動を中心として、福祉に関する総合相談、福祉教育の推進、社会福祉に関わる人材育成、生活困窮者に対する自立支援、ひまわりクラブの運営等、多岐にわたる福祉事業を長年にわたって実施してきた。

近年においては、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進が叫ばれている中、地域における担い手の養成やネットワークづくり等、市社協が培ってきた特性を生かして、その中心的な役割を果たしている。その中で、市からの補助金や委託料の額は、市社協全体のサービス活動収益の 5 割を超え、その事業数も年々増加する等、市社協は市の福祉施策の重要な担い手として、なくてはならない存在となっている。

福祉分野における市社協の役割がますます重要になる中、今後もこれらの役割を果たしていくためには、事業を運営していくうえでの安定的な財源の確保や組織・職員体制の充実等、持続可能な経営を行っていくための環境を整えていくことが欠かせない。しかし、今回浮き彫りになったのは、市社協におけるサービス活動収益の 44%を占め、これまでの財源的にも唯一自立的な運営が可能であった介護事業の赤字への転落と、複雑に絡み合う市の委託事業や指定管理施設、補助金をめぐる様々な問題点である。

(1) 市社協の経営状況や課題についての理解促進に向けた働きかけ

介護事業は、平成 28 年度決算でサービス活動増減差額が 4,128 万円の赤字で、2 年連続の赤字になるとともに、赤字額が大きく増加した。訪問介護事業と住民参加型有償福祉サービス事業（まごころヘルプ）が赤字額が大きく、従来は介護事業の中でも稼ぎ頭であった「老人デイサービスセンター」についても、年々収益が減少しており、介護保険制度の見直しもあり、今後の介護事業収益に大きく影響を与えることが予想される。また、「障がい者デイサポートセンター明日葉」については、長年にわたって赤字が継続する等、大きな問題となっている。介護事業の問題点と今後のあるべき姿を探るため、コンサルタントに依頼し経営分析を行ったが、収益向上を図るために取組を行い、改善が見られないようであれば、一部施設について運営からの撤退も選択肢として示される等、今後の事業継続については予断を許さない状況である。

市社協は、介護保険適用外の事業も含めて民間では採算のとれない分野のサービスも実施する等、福祉分野の総合的な担い手として期待されてきた。その中で「老人デイサービスセンター」と「障がい者デイサービスセンター明日葉」は、いずれも公設民営の施設であり、一義的には市が開設主体としての責任を有していることから、これらの問題については、市も一緒になって解決策を考えていかなければならない。しかし、関係者へのヒアリングを進めていくと、市社協の介護事業が置かれている厳しい状況について、市に正確に伝わっていない側面も見受けられた。

まず、市社協は介護事業における詳細な経営状況や様々な問題点について、市に対して丁寧に説明し、現状を正確に理解してもらう努力が必要である。

(2) 各事業に係るコスト意識の向上と市社協事業全体の最適化

市社協は、区社協を法人化していない政令市社協の中でも、職員数やサービス活動収益が最大であり、実施される事業も多岐に渡っている。

市の市社協に対する委託事業や補助事業は年々増加の一途をたどり、それに伴い市の財政支出額も拡大している状況である。その中でも、運営費補助金の交付額は 5 億円を超え、市の財政状況が厳しい中、無視できない数字となっている。

同補助金は、委託料や補助金により人件費や事務費が措置されている事業を除き、事業として括ることができない本部及び区社協の一部職員の人件費や事務費等に対して交付されているものであり、自主財源の乏しい社協にとっては、必要不可欠な財源である。

運営費補助金の項目でも触れたが、運営費補助金を受ける職員の人件費については、新潟市補助金事業という人件費を集計するためのサービス区分に集計されていた。今の形では、市社協の事業を運営していくために、これらの職員が必要

な人員であり、その人件費が適正なものであるかどうか判断しにくい状況である。

市社協が実施しているのは福祉であり、福祉はコストの概念だけで評価されるべきものではないことは当然であるが、市の財政も逼迫する中、単に既存の事業であるというだけでこれを継続することは難しくなっている。また、進行する超高齢化社会に向けて、寧ろこれから強化しなければならない事業もあると考えられる。このため、市民にとって必要な福祉を持続的に提供していくため、市社協はできうる限り、各事業のコストを示す等、正確な会計情報を公開していく必要がある。

一方、事業数の増加に伴い、市社協の財政における委託料と補助金の占める割合も増加している。会員会費や共同募金配分金等の自主財源が限られている中、委託料や補助金は重要な財源であるが、委託事業の中には、人件費が不足しているものが多々あり、前述の運営費補助金により補助されている人員を充てる、また、本部の職員においても、運営費補助金の交付対象とならず、介護事業の収益により確保している人員を充てる等の事例がみられた。このため、市社協においては、事務を行うための適正な委託料や補助金が市から交付されていないとの声もヒアリングにおいて聞かれた。

市は事業の委託や補助金を交付する以上、事業毎に適切な補助金・委託料・指定管理料を算出し、事業毎だけでなく、全体としても最適化を行われなければならない。

現状では、市の複数の部課が五月雨的に市社協に関与し、事業を委託、あるいは補助、あるいは指定管理の選定を行っており、新潟市側にはそれら部局を横断的に調整する機能はない。市としては、複数の部課が市社協と関与することは当然であり、市全体として、市と市社協との間で、公正で効率的な関係を構築するための努力が必要である。

(3) 市社協が持続的な経営をしていくために

これらの課題を解決していくためには、市社協においては、市に対する正確な財政状態や経営状況を説明するとともに、各事業について、できる限り正確なコスト計算を行い、それらの情報を市に提供し、様々な問題について、市の理解促進を図ることが必要である。

市の関係部課においては、市社協の経営状況について理解に努めるとともに、様々な問題に対しても真摯に耳を傾け、それらが市の市社協の間の共通の問題であることを認識したうえで、その解決に向けた方策をともに考えていく必要がある。このためには、市の各部課が今までのようにそれぞれで市社協との間で協議していくのではなく、関係する部課で協調し、市社協と折衝する仕組みを作っていかなければならない。

これらの理解が進むことで、今回の監査で明らかになった一連の課題が、市と市社協の間のみの課題ではなく、市民の課題でもあるということを確認してもらうことにつながり、その結果、例えば、会員会費の納入率の向上等、様々な課題の解決に向けた糸口になっていくことを期待している。



【上記の結果に対して講じた措置】

まとめ

○「(1) 市社協の経営状況や課題についての理解促進に向けた働きかけ」
・市社協介護事業における厳しい収支状況について、市関係課に対し、特に障がい者デイサポートセンター明日葉の現況を中心に説明し、指定管理等、今後の運営方法を含め問題点の共有を図るなど理解に努めた。

○「(2) 各事業に係るコスト意識の向上と市社協事業全体の最適化」
・市関係課と社協で意見交換・協議の場を設けた。市・社協双方が考える事業の現状を明らかにし、問題点を洗い出した。持続可能な法人運営のため、経営的な視点も考慮の上、実施事業の選択や効率的な業務執行を行うとともに、市と社協で課題を共有し、改善策について協議していく。

○「(1) 市社協の経営状況や課題についての理解促進に向けた働きかけ」
「(3) 市社協が持続的な経営をしていくために」
・平成30年4月に財政援助団体等監査における意見について関係課を対象とした説明会を行った。その後、市社協の経営状況等を把握するため、課題等を整理し、協議を進めている。今後、福祉総務課が一元的に庁内関係部課の情報を管理し、調整する仕組みとする。
(市関係課)

補助金について

○新潟市地域活動支援センター事業補助金
・平成32年度以降の「明日葉」の方向性は、現行利用者のサービス確保と収支改善に資するサービス形態への転換の実現であり、指定管理者も公募による選定を想定している。(市関係課)

3. 平成28年度 決算審査

毎会計年度、会計管理者が調製した決算について、市長からの審査依頼に基づき決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行が効率的かつ有効なものとなっているかなどについて審査を行っています。

(1) 一般会計・特別会計

■ 審査の主眼

- ① 決算書類は、関係法令に準拠して作成されているか
- ② 決算書類の計数は正確か
- ③ 予算執行は、適正かつ効率的、効果的に行われているか
- ④ 財務に関する事務が法令に準拠して処理されているか

■ 審査の結果

審査に付された各会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成され、かつ、決算計数は正確であると認めた。予算の執行、財務に関する事務処理は、おおむね適正であると認めた。

各基金の運用状況は、計数は正確であり、それぞれ設置目的に従って運用されており、事務の執行も適正であると認めた。

■ 決算の概要

〈決算総括表〉

(単位:千円)

区 分	一般会計	特別会計	総 計
歳入決算額	355,539,308	229,499,700	585,039,009
歳出決算額	353,820,851	226,524,490	580,345,341
差引残額 (ア)	1,718,457	2,975,210	4,693,667
繰越すべき財源 (イ)	1,272,264	0	1,272,264
実質収支 (ウ=ア-イ)	446,193	2,975,210	3,421,403
前年度実質収支 (エ)	648,653	1,695,524	2,344,177
単年度収支 (ウ-エ)	△202,460	1,279,686	1,077,227

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

《主な基金の状況》

(単位:千円)

区 分	前年度末現在高	当年度中増減高	当年度末現在高
財政調整基金	5,609,701	△1,998,434	3,611,267
土地基金	7,650,000	0	7,650,000
市債管理基金	1,014,402	△996,064	18,338
都市整備基金	3,604,161	△1,599,581	2,004,580

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

市債管理基金現在高に満期一括償還積立分は含まない。

《市債現在高》

(単位:千円)

区 分	前年度末現在高	当年度中増減高	当年度末現在高
一般会計	558,767,954	13,940,725	572,708,679
特別会計	11,343,685	△614,106	10,729,579
総 計	570,111,638	13,326,619	583,438,258

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

《財政指標等》

(単位:%・ポイント)

区 分	27 年度	28 年度	比較増△減
財政力指数	0.743	0.743	0.000
経常収支比率	94.0	94.4	0.4
義務的経費比率	46.0	48.0	2.0
投資的経費比率	15.6	14.0	△1.6
地方債現在高/人	695,671 円	715,567 円	19,896 円

・ 財政力指数

(基準財政収入額/基準財政需要額)の3か年の平均値で、地方税の収入能力がどの程度かを示すもの。「1」に近いほど財政力が強いとされる。

・ 経常収支比率

(経常経費充当一般財源/(経常一般財源+減税補てん債+臨時財政対策債)×100)で表され、経常経費に充当した一般財源の割合。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされる。

・ 義務的経費比率

歳出総額に占める義務的経費(人件費・扶助費・公債費)の割合。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされる。

・ 投資的経費比率

投資的経費(建設事業費等)/歳出総額で表され、資本形成に向けられる経費が歳出総

額に占める割合。比率が高いほど財政運営に余裕があるとされるが、現在の投資が将来の負担となる可能性があることから注意を要する経費である。

■ 審査意見概要

《財政状況の特徴点》

【市税等の一般財源の動向】

○市税は、法人税割の税率引下げなどにより、市税全体では前年度比 5.1 億円の減収、一般財源全体でも地方交付税減額もあり、38.6 億円減と政令市スタート時点を下回った。また、消費税率改定に伴う駆け込み需要の影響や株価の下落などにより、国自身が減額補正せざるを得ない状況が背景にあったが、当初予算計上額との比較では一般財源全体で 60 億円下回り、年度末に至り、厳しい財源のやり繰りを強いられた。

【市民所得の動向】

○個人市民税所得割の課税対象となる前年所得を平成 26 年と平成 27 年で所得区分ごとに比較してみると、給与所得者は 0.6%増加している一方、農業所得者は平成 27 年産「新潟コシヒカリ」の取引価格が回復したことなどから、平成 25 年の水準まで回復した。

○リーマン・ショック直後の平成 21 年と平成 27 年を比較し、課税所得金額全体の 6 年間の伸率を見ると、全国平均が 7.4%、政令市平均が 8.6%の伸びを示しているが、本市は 4.1%にとどまり、本市を除く県内平均よりは上回っているものの全国平均を下回っている。所得区分ごとに伸率を比較すると、いずれの所得区分でも全国平均を下回っており、所得が伸びるときの伸張力が相対的に弱い状況がみられる。

【歳出全体の状況と経常収支比率】

○「経常収支比率」は、前年度に比べ 0.4 ポイント上昇し 94.4%となっている。なお、10 年間で 5.8 ポイント上昇（88.6→94.4）している。

○性質別歳出では、歳出決算額が 51.5 億円減少している中で、扶助費、公債費が増加したことから義務的経費が 46.8 億円増加し、歳出全体の 48.0%とこれまでにない高い割合を占めている。

【建設事業費】

○国の経済対策に呼応して平成 28 年 11 月臨時議会で追加補正された 143.8 億円の大半が翌年度繰越となったことなどから、前年度を 62.7 億円下回り 496.5 億円となった。学校の耐震化が平成 27 年度末に 100%となり、新・消防庁舎と合わせて本市の安心安全の基盤整備は大きく前進した。また、経済対

策関連として新潟駅周辺整備事業に 49.8 億円追加されたことで、平成 30 年の高架駅第一期開業・越後線高架化完成が確実に見込める段階に達した。

【市債の状況】

○市債発行額は 548.5 億円から 515.8 億円に 32.7 億円減額された。しかし、歳入総額に占める地方債の割合を示す「地方債依存度」は 14.5%と地方財政計画を上回る水準にある。地方債現在高について、平成 19 年度末と平成 28 年度末を比較すると、臨時財政対策債が 1,253 億円増の 3.15 倍に増加した影響が大きく、全体として 3,564 億円から 5,725 億円に増加し、1.60 倍になった。

【基礎的財政収支（プライマリーバランス）について】

○本市の基礎的財政収支の推移を標準財政規模に対する比率で見ると、平成 23 年度以降 13%～17%に赤字幅が拡大してきたが、平成 27 年度は 9.8%、平成 28 年度は 5.9%と改善された。臨時財政対策債を交付税の振替と考えた場合の比率では平成 27 年度、5 年ぶりに黒字に転換し、平成 28 年度は黒字幅を拡大している。

《決算のまとめ》

(1) 厳しい財政状況下での「持続可能な財政運営」

○政令市に移行して 10 年目の節目の年、これまで進めてきた『拠点化』と『個性化』の土台にさらに磨きをかけ、これからの持続可能なまちづくりを可能にする財政健全化を成し遂げる年度にしていくと位置付けた平成 28 年度の財政運営は、当初予算で見込んだ一般財源が不足するという厳しい状況下で進められた。

○11 月補正予算として、国の経済対策に呼応して政令市移行後 2 番目の規模となる 143.8 億円を追加し、平成 30 年の新潟駅第一期高架駅開業・越後線高架化完成を確実にできたことは地域経済活性化にとって大きな意味を持つものである。持続可能な財政運営の視点からも、国の相対的に有利な財源を積極的に活用し、必要なときには、弾力的に財政運営を進めるべきである。

○財政構造を平成 19 年度と比較すると義務的経費比率、経常収支比率とも上昇し、財政構造の硬直化が進んでいる。また、平成 29 年度末の財政調整基金等主要 3 基金の残高は 33 億円となり、財政運営上の土台となる一般財源は、平成 19 年度と比べると減少している。

○「日本一安心な政令市」構築に向けた取組みを進めるためには、「最少の経費で最大の効果」という市政運営の基本原則に立ち返り、政策の優先順位に基づき、より一層「選択と集中」の実をあげ、不必要な経費を削減し事業の費用対効果を高める

こと、財産経営推進、公営企業の自立した経営などの取組み強化が求められる。

(2) リスク感覚を高め、内部統制体制の整備を

◦ 2年連続して公金横領事件の発生が明らかになったことは、市政に対する信頼を損ねる極めて憂慮すべき事態である。

◦ 要因として、①領収書の通番管理が未実施である、②収入原因行為と収入額の件数・金額についての突合作業が定期的に行われていない、③担当者以外による定期的な検査が未実施であるなど、不正の未然防止という点での基本的事項が履行されておらず、担当者本人に任せきりの状況が長期間継続していた。自らの部署にも同様のリスクが存在することを捉えきれず、再点検が形骸化している。

◦ 不正事案の構造については、「不正のトライアングル」に基づいて検証した。動機・機会・正当化の三つの不正リスク要因が重なると不正が生じるとされているが、「不正をしても見つからない」と本人が錯覚し、不正行為の「機会」が生まれていることが最大の問題である。不正は必ず発覚するという事務処理の仕組みが整備されていれば、抑止力となり、また、不正を行う者がいたとしても初期段階で発見される可能性が高い。

◦ 地方自治法改正により政令市の市長には内部統制に関する方針を定め、必要な体制を整備することが義務付けられた（平成32年4月施行）。市民との信頼関係を構築していくため、様々なリスクを管理する体制を整備・運用していくことが必要不可欠であり、不正の未然防止のためには、内部統制体制を整備し、しっかり機能させることが最も重要である。今後の監査委員監査においては、「内部統制が有効に機能しているか否か」を重点的に監査を進めたいと考える。

(3) 地域経済活性化と市民所得の向上

◦ リーマン・ショック後の平成21年と平成27年の市民税所得割の課税所得合計額を比較すると、伸率が全国平均7.4%に対して本市は4.1%と大きく下回っている。また、人口移動に伴う納税義務者数の伸率の違いもあるが、一人当たりの平均所得額の伸率が全国平均3.6%に対して本市は1.8%と違いが大きい。景気回復期の所得の伸びに弱さが見られるが、これは景気回復期に大卒求人などで首都圏企業との競争となる首都圏近隣地域の持つ厳しさが表れているものと考えられる。

◦ この間の取組みとして、新潟駅周辺整備事業では平成30年の高架駅第一期開業・越後線高架化完成が確実となり、航空機部品加工の国際認証取得、さらに農業特区で開業した農家レストランも好評で、今後の発展の芽も育ちつつある。

◦ 特に、新潟駅周辺整備事業において、平成33年度の高架駅全面開業、翌34年度の高架下交通広場供用開始の目途が示されたことで、新潟駅周辺での民間投資や地価動向でも地域経済活性化に向けての兆候が見え始めており、平成31年度末の

竣工が予定される大和跡地再開発事業と合わせ、新潟の都心軸が表情を一新しようとしている。また、2019年開港150周年、2020年東京五輪・パラリンピックもあり、新潟の総力を挙げて、地域経済を大いに盛り上げる戦略を持った取組みが求められる。

○市の役割に限界があるとはいえ、地域経済を活性化し、市民所得を向上させるような取組みをさらに強化する中で、持続可能な財政運営の見通しも見えてくる。

(2) 公営企業会計

■ 審査の主眼

- ① 決算書類が関係法令に準拠して作成されているか
- ② 決算書類が企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- ③ 年度比較による事業の推移を把握し、経済性、効率性の観点にも留意した経営内容分析

■ 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めた。

■ 審査意見概要

≪下水道事業会計≫

(1) 経営成績

区 分	28 年度	27 年度	比較増△減
総収益	329 億 4,630 万円	322 億 4,801 万円	6 億 9,828 万円
総費用	308 億 1,095 万円	312 億 4,093 万円	△4 億 2,998 万円
純利益	21 億 3,535 万円	10 億 708 万円	11 億 2,827 万円
営業収支比率	88.7%	87.9%	0.8
経常収支比率	106.8%	103.2%	3.6

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

(2) 審査意見

【下水道事業会計の当年度純損益と一般会計繰入金】

○下水道事業会計の当年度純損益は平成27年度10億円、平成28年度21億円と急速に黒字を拡大している。一方、一般会計からの繰入金も財政状況が厳しい中で拡大を続けている。

○要因としては二点。第一は、平成 35 年度のピークに向けて企業債の元金償還額が急増しているが、資本費平準化債の発行を 20 億円に据置いていること、第二は、平成 18 年度の地方公営企業法一部適用以降も、従来どおりの下水道事業会計の[歳出]－[歳入]=[一般会計繰入金]という算式で一般会計からの繰入金が予算化され、平成 28 年度は下水道事業会計で 11 億円余の歳出不用額があるにもかかわらず、繰入金はほぼ全額執行されている。繰出基準は無視された形で、過剰な繰入がなされているものと指摘せざるを得ない。

○繰入金の中には「未接続世帯相当分」として約 12 億円が含まれており、未接続世帯分を公費で賄うという考え方は、未接続世帯の接続を促進し、収益を確保するための経営努力につながらない恐れもあり、一般会計の厳しい財政状況の中で、過大な繰入により下水道事業会計がかつてない当年度純利益を計上している状況は早急に見直すべきである。また、あらためて「公費負担」と「私費負担」のあり方について検討し、自立した経営を目指すことが求められる。

【今後の課題】

○下水道への接続率は 89.7%となったが、南区が 56.8%、西蒲区が 45.7%で依然として他区に比べると低い水準にとどまっている。自立した経営を目指すためには、下水道使用料による収益の確保は最重要課題であり、特に接続率が低い区については、これまで以上に下水道事業に対する地域住民の理解を促し、更なる接続促進と収益の確保に努めることが重要である。

○低接続率から脱却するために、新規事業着手には「3 年以内に 6 割の住民の接続意思を確認できた地域の優先的整備」を基本方針としてきたが、厳格に運用することで必ずしも効率的とはいえず、地域のまちづくりに支障を生じる状況も見受けられる。本格的な人口減少社会の到来をはじめ社会情勢の変化など、污水处理施設整備を取り巻く情勢が大きく変化していることを踏まえ、国が今後 10 年を目途とした未整備地区における污水处理施設の早期概成の方針を示したことから、今後、まちづくりの観点も含めた効率的な整備が求められる。

○平成 31 年度からの計画期間とする新しい整備計画を策定中であるが、区域の見直しも含め、地域の実情に応じた実行性の伴う計画を策定されることを期待する。

≪水道事業会計≫

(1) 経営成績

区 分	28 年度	27 年度	比較増△減
総収益	162 億 9,703 万円	165 億 2,601 万円	△2 億 2,898 万円
総費用	139 億 1,190 万円	145 億 1,764 万円	△6 億 574 万円
純利益	23 億 8,514 万円	20 億 837 万円	3 億 7,676 万円
営業収支比率	114.4%	110.7%	3.7
経常収支比率	116.9%	112.9%	4.0

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

(2) 審査意見

【経営状況】

- 経営状況について、営業利益は前年度に比べ 4 億 3,576 億円増加した。
- 近年の水需要の低下に伴い、給水収益が 6 期連続の減少となったものの、前年度計上した小須戸・長戸呂浄水場取水施設撤去費の影響がなくなったこと、当年度の河川の水質が良好だったことによる薬品費の減、電気料金における燃料費調整単価が下がったことによる動力費の減といった外的要因などにより、営業費用が減少したことが主な要因である。

【財政状態】

- 企業債の未償還残高は、前年度に比べ 1 億 2,356 万円増の 445 億 9,023 万円となり、11 期ぶりに増加に転じた。主に、2 年目を迎えた阿賀野川浄水場施設整備事業に伴う企業債の発行が大幅に増えたことによるものであるが、今後も、昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて集中的に建設された浄配水施設や、昭和 39 年に発生した新潟地震後に布設された多くの管路施設の老朽化に伴う更新、施設の耐震化の必要性も高まっていることから、施設の更新需要の拡大が見込まれている。
- 今後は給水収益が年々減少することが見込まれる中で、施設の更新需要に対応するための財源を確保する必要もあることから、必要な資金の確保と将来世代への過度な負担の抑制との両面を考慮したうえで、適正な資金管理を行っていくことが望まれる。

【今後の課題】

- 給水収益の減少と施設の更新という 2 つの大きな課題に直面している中で、

将来にわたって安全でおいしい水道水を安定的に供給していくためには、これまで以上に事業の効率化を図ることなどにより、施設の更新に必要な資金を確保していかなければならない。当年度は、増益となっているものの、水道事業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあるものといえる。

○これまで平成 17 年の広域市町村合併後に引き継いだ浄配水施設の統廃合を行い、施設規模の適正化を図ったほか、平成 29 年度からは水道料金等の収納業務について新たに民間へ委託するなど、常に事業の効率化、経費削減に向けた取組を行っている。今後ともさらなる事業の効率化を図るとともに、新・マスタープラン中期実施計画（平成 30～32 年度）を策定するにあたっては、将来的な水需要減少を見据えた管路、浄配水施設の計画的更新や事業費の平準化など、社会情勢の変化を踏まえつつ十分検討されたい。

《病院事業会計》

(1) 経営成績

区 分	28 年度	27 年度	比較増△減
総収益	245 億 2,585 万円	242 億 701 万円	3 億 1,884 万円
総費用	243 億 8,648 万円	239 億 691 万円	4 億 7,957 万円
純利益	1 億 3,936 万円	3 億 10 万円	△1 億 6,074 万円
医業収支比率	90.0%	91.5%	△1.5
経常収支比率	100.8%	101.2%	△0.4

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

(2) 審査意見

【医業損益の状況】

- 医業損失は、当年度は 22 億 8,617 万円と前年度より 3 億 6,877 万円拡大した。
- 医業収支比率は前年度から 1.5 ポイント減の 90.0%となり、4 期連続の悪化となった。主に入院・外来単価の増により医業収益は前年度より 7,989 万円増加したものの、医業費用において職員増や給与改定等により給与費が 4 億 1,667 万円増加し、医業費用の伸びが医業収益の伸びを上回ったことによるものである。

【人員の状況】

- 職員数は、医師の負担を軽減するため、医師 5 人、看護師 6 人、臨床検査技師や薬剤師等の医療技術員 10 人を増員したことなどにより、前年度比 31 人

増の 1,122 人。

- 人員の増加や給与改定等に伴う医業費用の増加は、医業収支の悪化の要因ともなっている。

【今後の課題】

- 平成 29 年 6 月には新潟労働基準監督署より医師の時間外労働や休日労働について、労働基準法に定める時間外労働・休日労働協定（36 協定）を超えて労働させていることなどの是正勧告を受けた。医師や医療秘書等を増員してきたところではあるが、救急患者数の増加により救命救急の本来の機能に支障を招くとともに、医療関係者の過重な負担にもつながっている。

- 勧告を真摯に受け止め、市民及び関係機関に向けて、6 月 6 日付で、「新潟市民病院 緊急対応宣言」を発表し、外来機能の見直しや三次救急へのシフト、複数主治医制等の勤務体制の見直しなどの対応への理解と協力を求めるとともに、6 月 20 日付で労務改善対策室を設置し、長時間労働の改善に向けた方策の検討や労務管理システムの構築に向けて取り組んでいる。

- 新たに策定した「新・中期計画」では、市民病院を取り巻く厳しい状況を踏まえながら、「患者とともにある全人的医療」という基本理念と 4 つの基本方針は堅持することとしている。

- 今後さらに加速する超高齢化という厳しい状況下において、基本方針を実現するためには、緊急対応宣言の通り、市民病院単独では実現が難しく、市民及び地域医療機関に協力と連携を働きかけていく必要があり、救急医療を担う他の行政機関や医療機関との連携した取組みが不可欠である。

4. 平成28年度 基金運用状況審査

市長からの審査依頼に基づき、基金運用状況調書等の関係諸表の計数を確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査します。

■ 対象基金

- ・新潟市土地基金
- ・新潟市美術資料取得基金
- ・新潟市歴史資料及び文学資料取得基金

■ 審査の主眼

- ① 基金運用状況報告について、その計数が正確であるか
- ② 基金の設置目的に従って運用されているか

■ 審査の結果

各基金の運用状況は、計数は正確であり、それぞれ設置目的に従って運用されており、事務の執行も適正であると認めた。

5. 平成28年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査

市長からの審査依頼に基づき、提出された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、比率が適正に算定されているか審査します。

■ 審査の主眼

- ① 健全化判断比率及び資金不足比率が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」等関係法令に基づき適正に算定されているか
- ② 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

■ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認めた。

■ 総括意見の概要

実質公債費比率は、単年度比較では前年度に比べ 0.05 ポイント下回ったが、3 か年平均では 0.1 ポイント上回った。

将来負担比率は、前年度と比べ伸び率は鈍化したものの、4年連続で悪化した。また、政令市（20市）平均と比較しても悪化傾向にある。この主な要因は地方債現在高が引き続き増加したことにある。臨時財政対策債を除いた市債残高を縮減するとした「新潟市財政予測計画」で示された財政目標を達成することが重要である。

《健全化判断比率》

区 分	市の健全化判断比率	早期健全化基準 ^{※5}
実質赤字比率 ^{※1}	— (—)	11.25%
連結実質赤字比率 ^{※2}	— (—)	16.25%
実質公債費比率 ^{※3}	11.1% (11.0)	25%
将来負担比率 ^{※4}	139.6% (138.9)	400%

注：「—」表記は実質赤字額及び連結実質赤字額がなく、黒字であるため、記載すべき比率が無いことを表している。()内は前年度の比率である。

【用語の解説】

※1 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額の比率で、収入に対する赤字の割合を示す

※2 連結実質赤字比率

全会計の実質赤字額の比率で、収入に対する地方公共団体全体の赤字の割合を示す

※3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の比率で、借入金の返済額などの大きさを示す

※4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率で、将来財政を圧迫する可能性を示す

※5 早期健全化基準

この基準を一つでも超えた場合、「財政健全化計画」を策定し(議会議決が必要)自主的な改善努力による財政健全化を行っていくことが必要となる基準

《資金不足比率》

特別会計の名称	資金不足比率※ ¹	経営健全化基準※ ²
下水道事業会計	— (—)	20%
水道事業会計	— (—)	
病院事業会計	— (—)	
中央卸売市場事業会計	— (—)	
と畜場事業会計	— (—)	

注：「—」表記は資金不足額がないため、記載すべき比率が無いことを表している。()内は前年度の比率である。

【用語の解説】

※1 資金不足比率

公営企業の資金不足が事業の規模に対してどの程度あるかを示す比率で、経営状況の健全度を示す

※2 経営健全化基準

この基準を超えた場合、超えた企業ごとに「経営健全化計画」を策定し(議会議決が必要)自主的な改善努力による経営健全化を行っていくことが必要となる基準

《参考 健全化判断比率の範囲》

新潟市の会計区分		各比率の対象範囲			
普通 会計	一般会計(公営事業分除く)	↑	↑	↑	↑
	土地取得事業会計	↓			
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計				
	公債管理事業会計				
公営 事業 会計	国民健康保険事業会計				
	介護保険事業会計				
	後期高齢者医療事業会計				↑
	中央卸売市場事業会計				↑
	と畜場事業会計				↑
	下水道事業会計				↑
	水道事業会計				↑
病院事業会計				↑	
一部事務組合・広域連合					↑
地方公社・第三セクター等					↑

6. 例月の現金出納検査

■ 会計管理者所管分（一般会計及び特別会計）

毎月1回、会計管理者の所管に係る、前月末日現在の現金収支及び現金保管の状況を確認するとともに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。

■ 公営企業会計分（下水道事業、水道事業及び病院事業）

毎月1回、下水道事業管理者（市長）、水道事業管理者及び病院事業管理者の所管に係る、前月末日現在の月次試算表及び現金保管の状況を確認するとともに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。

7. 包括外部監査

市長と契約した外部監査人が実施した包括外部監査について、その結果に関する報告書の提出を受け、これを公表しています。

《各年度の実施状況》

年度	外部監査人	包括外部監査の内容
29	公認会計士	市税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況について (平成30年2月公表)
28	弁護士	財務部債権管理課の事務の執行について (平成29年2月公表)
27	弁護士	市営住宅に関する財務事務の執行について (平成28年2月公表)
26	弁護士	生活保護に関する事務等の執行について (平成27年2月公表)
25	公認会計士	高齢者福祉に関する財務事務の執行について (平成26年2月公表)
24	公認会計士	消防事業に関する事務の執行について (平成25年2月公表)
23	公認会計士	情報システムに係る財務に関する事務の執行について (平成24年2月公表)

22	弁護士	新潟市の有する不動産に関する事務の執行について (平成23年3月公表)
21	弁護士	新潟市における人件費の支出及び人事管理に関する事務の執行 (平成22年3月公表)
20	弁護士	新潟市が市民から税や使用料等を徴収する際や市民への補助金やサービスの提供を行う際に基準となる市民の所得状況や資産保有状況に関する情報の収集・管理を適正に行っているか (平成21年3月公表)

8. 住民監査請求に基づく監査

新潟市に住所を有する方が、新潟市長等の市の執行機関や職員による財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求できる制度です。

《近年の住民監査請求》

年 度	件 名
平成 29 年度	指定管理施設の使用料に関するもの
	法定外公共物の使用に関するもの
	法定外公共物の管理に関するもの
平成 28 年度	前技監にかかる出張旅費の支出に関するもの
	一部事務組合議員報酬返還に関するもの
	運転日誌を作成せずに課専用の庁用自動車を使用していたもの
	市長の公用車使用に関するもの
平成 27 年度	市政記者会の会則などの確認を怠って為された本館4階の記者室に係る庁舎使用許可に関するもの
平成 26 年度	4校統合にかかる栄小学校校舎増築・改修工事の公金の支出に関するもの
平成 25 年度	一部市議会議員にかかる公金の支出に関するもの
	連節バス購入にかかる公金支出に関するもの
平成 24 年度	補助金の支出に関するもの
	職員組合の市庁舎使用に関するもの

※受付日による年度区分

9. 請求等に基づく監査

住民監査請求に基づく監査のほか、住民、議会の請求、市長の要求に基づいて実施する監査として以下のものがあります。

監 査 内 容	根拠法令
住民の直接請求に基づく事務の執行に関する監査	地方自治法第 75 条 1 項
議会の請求に基づく事務に関する監査	// 第 98 条 2 項
市長の要求に基づく事務の執行に関する監査	// 第 199 条 6 項
// 財政援助団体等の監査	// 第 199 条 7 項
// 指定金融機関等の公金の収納・ 支払事務の監査	// 第 235 条の 2 第 2 項
// 職員の賠償責任に関する監査	// 第 243 条の 2 第 3 項

《参考》監査委員に関わる地方自治法その他の法令・例規（抜粋）

● 地方自治法（抜粋）

※（改正により、一部で、公布日、平成30年4月1日又は平成32年4月1日から施行）

（地方公共団体の法人格及び事務）～監査等にあたっての留意事項

第2条

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

（監査の請求とその処置）～事務の執行にかかる監査の直接請求

第75条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる。

- ② 前項の請求があったときは、監査委員は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
- ③ 監査委員は、第1項の請求に係る事項につき監査し、監査の結果に関する報告を決定し、これを同項の代表者に送付し、かつ、公表するとともに、これを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。
- ④ 前項の規定による監査の結果に関する報告の決定は、監査委員の合議によるものとする。

（役員解職請求とその処置）～監査委員の解職請求

第86条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求することができる。

（検閲・検査及び監査の請求）～議会の請求に基づく事務に関する監査

第98条

- ② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結

果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)～監査委員の必置、委員の選任条件

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

1～3 (略)

4 監査委員

- ⑤ 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定めがあるものを除く外、非常勤とする。
- ⑥ 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
- ⑦ 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

(設置及び定数)～監査委員の設置と定数

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

- ② 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市及び町村にあっては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

(選任及び兼職禁止)～長による監査委員の選任・常勤監査委員の設置

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

- ② 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が2人以上である普通地方公共団体にあっては、少なくともその数から1を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかった者でなければならない。
- ③ 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。
- ④ 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。
- ⑤ 都道府県及び政令で定める市にあっては、識見を有する者のうちから選任される監査委員

員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。

- ⑥ 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあっては2人又は1人、その他の市及び町村にあっては1人とする。

<※第196条は平成30年4月1日から施行>

(監査委員の任期)～識見委員及び議選委員の任期

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(罷免)～監査委員の罷免条件・手続き

第197条の2 普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

- ② 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

(監査委員の退職)～監査委員の退職の承認

第198条 監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

(監査委員になることができない者)～監査委員の就任条件

第198条の2 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。

- ② 監査委員は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

(服務)～監査委員の服務規定

第198条の3 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準（法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「この項において「監査等」という。」の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。次条において同じ。）に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等をしなければならない。

- ② 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

<※第198条の3は平成32年4月1日から施行>

第198条の4 監査基準は、監査委員が定めるものとする。

- ② 前項の規定による監査基準の策定は、監査委員の合議によるものとする。
- ③ 監査委員は、監査基準を定めたときは、直ちに、これを普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- ④ 前2項の規定は、監査基準の変更について準用する。
- ⑤ 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、監査基準の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

〈※第198条の4は平成32年4月1日から施行〉

(職務)～監査委員が実施する監査等

第199条 監査委員は普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

- ② 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通公共団体の事務の執行について監査をすることができる。
- ③ 監査委員は、第1項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。
- ④ 監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。
- ⑤ 監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第1項の規定による監査をすることができる。
- ⑥ 監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に関し監査の要求があったときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。
- ⑦ 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

- ⑧ 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。
- ⑨ 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。
- ⑩ 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。
- ⑪ 第9項の規定による監査の結果に関する報告の決定又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- ⑫ 監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

(監査執行上の除斥)～監査委員の利害関係による監査執行からの除斥

第199条の2 監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

(代表監査委員)～代表監査委員の選任と所管する職務

第199条の3 監査委員は、識見を有する者のうちから選任される監査委員の1人(監査委員の定数が2人の場合において、そのうち1人が議員のうちから選任される監査委員であるときは、識見を有する者のうちから選任される監査委員)を代表監査委員としなければならない。

- ② 代表監査委員は、監査委員に関する庶務及び次項又は第242条の3第5項に規定する訴訟に関する事務を処理する。
- ③ 代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

- ④ 代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が3人以上の場合には代表監査委員の指定する監査委員が、2人の場合には他の監査委員がその職務を代理する。

<※第199条の3は平成30年4月1日から施行>

第200条の2 監査委員に常設又は臨時の監査専門委員を置くことができる。

- ② 監査専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、代表監査委員が、代表監査委員以外の監査委員の意見を聴いて、これを選任する。
- ③ 監査専門委員は、監査委員の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。
- ④ 監査専門委員は、非常勤とする。

<※第200条の2は平成30年4月1日から施行>

(決算)～監査委員による決算審査の根拠規定

第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後3箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

- ② 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- ③ 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- ④ 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

⑤～⑥ (略)

- ⑦ 普通地方公共団体の長は、第3項の規定による決算の任千恵に関する議案が否決された場合において、当該議決踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

<※第233条は平成30年4月1日から施行>

(現金出納の検査及び公金の収納等の監査)～例月出納検査の根拠規定

第235条の2 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。

- ② 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。
- ③ 監査委員は、第1項の規定による検査の結果に関する報告又は前項の規定による監査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。

(基金)～基金の運用状況審査の根拠規定

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

- ⑤ 1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に提出しなければならない。
- ⑥ 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(住民監査請求)～住民監査請求の根拠規定

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

- ② 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これをするできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- ③ 第1項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。
- ④ 第1項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人(以下この条において「請求人」という。)に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- ⑤ 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

- ⑥ 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第1項の規定による請求があった日から60日以内に行わなければならない。
- ⑦ 監査委員は、第5項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。
- ⑧ 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。
- ⑨ 第5項の規定による監査委員の勧告があったときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- ⑩ 普通地方公共団体の議会は、第1項の規定による請求があった後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。
- ⑪ 第4項の規定により勧告、第5項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

＜※第242条第3項は公布日から施行・その他は平成32年4月1日から施行＞

(住民訴訟)～住民訴訟にかかる監査実施の根拠規定

第242条の2 普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、同条第5項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第9項の規定による普通公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第5項の規定による監査若しくは勧告を同条第6項に期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第9項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもって次に掲げる請求をすることができる。

1～3 (略)

4 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求

- ② 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。

- 1 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があった日から 30 日以内
- 2 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合 当該措置に係る監査委員の通知があった日から 30 日以内
- 3 監査委員が請求をした日から 60 日を経過しても監査又は勧告を行わない場合 当該 60 日を経過した日から 30 日以内
- 4 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合 当該勧告に示された期間を経過した日から 30 日以内

③～⑫（略）

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）

～長等の損害賠償責任の一部免責にかかる根拠規定

第 243 条の 2 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

- ② 普通地方公共団体のぎかいは、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。
- ③ 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

<※第 243 条の 2 は平成 32 年 4 月 1 日から施行>

（職員の賠償責任）～長からの要求による職員の賠償責任にかかる監査実施の根拠規定

第 243 条の 2 の 2 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

- 1 支出負担行為

- 2 第 232 条の 4 第 1 項の命令又は同条第 2 項の確認
- 3 支出又は支払
- 4 第 234 条の 2 第 1 項の監督又は検査
- ② 前項の場合において、その損害が 2 人以上の職員の行為によって生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。
- ③ 普通地方公共団体の長は、第 1 項の職員が同項に規定する行為によって当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。
- ④ 第 3 項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。
- ⑤ 第 3 項の規定による決定又は前項後段の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

● 地方公営企業法（抜粋）

（経営の基本原則）～監査等にあたっての留意事項

第 3 条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（公金の収納等の監査）～監査委員による指定金融機関等の公金出納にかかる監査の根拠規定

第 27 条の 2 監査委員は、必要があると認めるとき、又は管理者の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

- ② 監査委員は、前項の規定により監査をしたときは、監査の結果に関する報告を地方公共団体の議会及び長並びに管理者に提出しなければならない。

（決算）～監査委員による決算審査の根拠規定

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書その他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

- ② 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- ③ 監査委員は、前項の審査をするにあたっては、地方公営企業の運営が第 3 条の規定の

趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

- ④ 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。
- ⑤ 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- ⑥ 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。
- ⑦～⑧(略)
- ⑨ 第 1 項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

(計理状況の報告)～例月出納検査の検査表の作成

第 31 条 管理者は、毎月末日をもつて試算表その他当該企業の計理状況を明らかにするために必要な書類を作成し、翌月 20 日までに当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

(職員の賠償責任)～長からの要求による企業職員の賠償責任にかかる監査実施の根拠規定

第 34 条 地方自治法第 243 条の 2 の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第 1 項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第 8 項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第 7 条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第 243 条の 2 第 3 項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第 8 項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と、同条第十項中「処分に不服がある者は」とあるのは「処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができ、その裁判に不服がある者は」と、「した処分」とあるのは「した裁判」と、「審査請求をすることができ、この場合においては、異議申立てをすることもできる」とあるのは「再審査請求をすることができ、この場合においては、異議申立てをすることもできる」とあるのは「審査請求」と読み替えるものとする。

● 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜粋）

（健全化判断比率の公表等）～健全化判断比率審査の根拠規定

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

② 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

（国等の勧告等－早期健全化）～早期健全化団体に対する国等の勧告の監査委員への通知

第7条 総務大臣又は都道府県知事は、前条第1項前段の規定による報告を受けた財政健全化団体の財政健全化計画の実施状況を踏まえ、当該財政健全化団体の財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、当該財政健全化団体の長に対し、必要な勧告をすることができる。

② 総務大臣は、前項の勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するものとする。

③ 都道府県知事は、第1項の勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

④ 財政健全化団体の長は、第1項の勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該財政健全化団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体である財政健全化団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならない。

（国の勧告等－財政の再生）～財政再施団体に対する国等の勧告の監査委員への通知

第20条 総務大臣は、財政再生団体の財政の運営がその財政再生計画に適合しないと認められる場合その他財政再生団体の財政の再生が困難であると認められる場合においては、当該財政再生団体の長に対し、予算の変更、財政再生計画の変更その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

② 財政再生団体の長は、前項の規定による勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該財政再生団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体である財政再生団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならない。

(資金不足比率の公表等)～資金不足比率審査の根拠規定

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

(地方自治法の監査の特例)～財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画作成の際の監査実施

第26条 財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、これらの計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、地方自治法第199条第6項の監査の要求をしなければならない。この場合においては、同法第252条の41第1項中「第199条第6項」とあるのは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第26条第1項の規定に基づく第199条第6項」と、「監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体」とあるのは「同法の規定により財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体」と、「同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて」とあるのは「同項の要求と併せて、理由を付して」と、「求めることができる」とあるのは「求めなければならない」と読み替えて、同法第2編第13章の規定を適用する。

② 財政健全化団体、財政再生団体又は経営健全化団体(以下この項において「財政健全化団体等」という。)が包括外部監査対象団体である場合にあっては、当該財政健全化団体等の包括外部監査人は、地方自治法第252条の37第1項の規定による監査をするに当たっては、同条第2項の規定によるほか、当該財政健全化団体等の財務に関する事務の執行及び当該財政健全化団体等の経営に係る事業の管理が財政の早期健全化、財政の再生又は公営企業の経営の健全化を図る観点から適切であるかどうか、特に、意を用いなければならない。

● 新潟市監査委員条例（抜粋）

（この条例の趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法の規定に基づき、他の条例で定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（議員選任の監査委員及び常勤の監査委員）

第2条 議会の議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。

② 識見を有する者のうちから選任する監査委員のうち1人は、常勤とする。

（定期監査）

第3条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査期日を定め、当該監査期日の10日前までに、その旨を市長及び監査の対象となる機関に通知しなければならない。

（随時監査）

第4条 監査委員は、法第199条第2項又は第5項の規定による監査を行うときは、当該監査期日の5日前までに、その旨を市長及び監査の対象となる機関に通知しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

（請求等による監査）

第5条 監査委員は、法第75条第1項若しくは第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項若しくは第243条の2第3項の規定による監査の要求を受理したときは、速やかにその旨を市長並びに監査の対象となる機関又は監査の対象となるもの及びこれと関係のある機関に通知するとともに、監査に着手しなければならない。

（財政援助団体等及び指定金融機関等の監査）

第6条 監査委員は、法第199条第7項又は第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、当該監査期日の5日前までに、その旨を市長並びに監査の対象となるもの及びこれと関係のある機関に通知しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

（決算審査等）

第7条 法第233条第2項、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第5条第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第2項に規定する決算審査、法第241条第5項の審査並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の審査は、市長からその審査を求められたときに行なう。

② 監査委員は、前項の規定による審査を終了したときは、その意見書を市長に提出しなければならない。

(出納検査)

第8条 法第235条の2第1項の規定による出納検査の例日は、毎月26日とする。ただし、当該日が休日にあたる時、又は特別の理由があるときは、これを変更することができる。

(告示又は公表の方法)

第9条 監査委員が行なう告示は新潟市公告式条例(昭和25年新潟市条例第37号)の規定による公告式により、及びその公表は新潟市公報発行規程(昭和35年新潟市訓令第7号)の規定による新潟市公報により行なう。

② 前項の告示又は公表のうち、特に必要なものについては、同項に規定するところによるほか、監査委員が適当と認める方法によりこれを行なう。

(事務局の設置)

第10条 監査委員に事務局を置く。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が定める。

● 新潟市監査委員監査基準(抜粋)

(目的)

第1条 新潟市監査委員監査基準(以下「本基準」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)の規定に基づき、本基準第4条第1項第1号から第9号までの監査(以下「監査」という。)、同項第10号の検査(以下「検査」という。)及び同項第11号から第14号までの審査(以下「審査」という。)の実施、報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めるとともに、議会及び市長又は関係する行政委員会等(以下「市長等」という。)並びに法第252条の30第1項に定める外部監査人との関係を明確にすることを目的とする。

(規範性)

第2条 本基準は監査委員監査の基準であり、監査委員は、実施可能にして合理的である限りこれに従って監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)を実施しなければならない。なお、本基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる

他の関連する基準等を参考にするものとする。

(監査等の目的)

第3条 監査等の目的は、次の各号を実施することにより、本市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。

- 1 監査及検査については、本市の行財政陰影が、法第2条第14項から第16項までの趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを住民の視点に立って確認し、監査委員が自ら入手した証拠を基に総合的に検証した結果を監査及び検査の結果や意見として提出し、法の規定にのっとり公表する。
- 2 審査については、市長から審査に付された決算等が一般に公正妥当と認められる地方公会計の基準等に準拠して作成され、その内容を適正に表示していること、及び予算の執行又は事業の経営が適正に、効果的で効率的かつ経済的に行われていることを監査委員が自ら入手した証拠を基に審査した結果を意見として表明する。

(監査等の種類)

第4条 監査等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 1 財務監査（法第199条第1項）
 - 2 行政監査（法第199条第2項）
 - 3 住民の直接請求に基づく監査（法第75条）
 - 4 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項）
 - 5 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項）
 - 6 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項）
 - 7 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項）
 - 8 住民監査請求に基づく監査（法第242条）
 - 9 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2第3項又は公企法第34条）
 - 10 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）
 - 11 決算審査（法第233条第2項又は公企法第30条第2項）
 - 12 基金の運用状況審査（法第241条第5項）
 - 13 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項）
 - 14 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項）
- ② 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査（法第199条第4項）又は随時監査（法第

199条第5項)として実施する。

(倫理規範)

第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持しなければならない。

② 監査委員は、常に、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って監査等を実施しなければならない。

③ 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

④ 監査委員は、第3条の目的を果たすため、常に自己研さんに努めなければならない。

(指導的機能の発揮)

第6条 監査委員は、第3条の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮しなければならない。

(監査等の実施)

第7条 監査委員は、監査等の対象に係るリスクを考慮して、効果的かつ効率的に監査等を実施しなければならない。なお、その場合のリスクの重要度については、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断しなければならない。

(報告の徴取)

第8条 監査委員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。)第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

② 監査委員は、法施行令第158条の2第5項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

(監査調書の作成及び保存)

第9条 監査委員は、年間監査計画及び実施計画(以下「監査等の計画」という。)並びにこれに基づき実施した監査等の結果及び関連する証拠を監査調書として作成し、本市の文書保存期間に応じて適切に保存しなければならない。

(情報管理)

第10条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底しなければならない。

② 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱わなければならない。

(品質管理)

第11条 監査委員は、監査等が本基準に準拠して適切に実施されるために必要な品質管理の方針と手続を定めなければならない。

② 監査委員は、前項の品質管理の方針と手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に評価しなければならない。

③ 監査委員は、監査等のすべての過程において、監査委員に関する事務を補助する職員等を適切に監督し、指導しなければならない。

(合理的な基礎の形成)

第12条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠を入手して、決定する監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成しなければならない。

(監査等の実施方針及び計画の策定)

第13条 監査委員は、本市を取り巻く内外の環境、議会の動向、市長の理念や方針、リスク管理体制や内部統制体制等のガバナンスの状況、情報技術の利用状況、過去の監査結果に対する措置の状況等及び監査資源を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定しなければならない。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直ししなければならない。

② 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的、効率的に実施することができるように、監査等の計画を策定しなければならない。

③ 監査委員は、年間監査計画の策定に当たり、リスクの重要度及び過去の監査結果に対する措置の状況等を評価し、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 実施予定の監査等の種類及び対象
- 2 監査等の対象別実施予定時期
- 3 監査等の実施体制
- 4 その他必要と認める事項

④ 監査委員は、実施計画の策定に当たり、監査等の対象に係るリスクが及ぼす影響の重要度を評価した上で、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 監査等の種類
- 2 監査等の対象
- 3 監査等の着眼点
- 4 監査等の主な実施手続
- 5 監査等の実施場所及び日程

6 監査等の担当者及び事務分担

7 その他監査等の実施上必要と認める事項

(監査等の計画の変更)

第14条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更しなければならない。

(監査等の手続)

第15条 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠を入手できるよう、監査等の対象に係るリスクの重要度、内部統制の整備及び運用状況の有効性を考慮して、実施すべき監査等の手続を定めなければならない。

② 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮しなければならない。

③ 監査等の手続は、試査又は精査による。なお、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施しなければならない。

④ 監査委員は、監査等の実施の結果、不正の兆候もしくは不正の事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成しなければならない。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第16条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用しなければならない。

(他者情報の利活用及び調整)

第17条 監査委員は、監査等の実施に当たり、市長部局等（法第199条第7項に規定する財政援助団体等を含む。）の内部監査人、監査役、監事、外部監査人等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めなければならない。

② 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定しなければならない。

③ 監査委員は、学識経験者から意見を聴く等、専門家の業務を利活用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査等の証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。

④ 監査委員は、外部監査人との間で、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

(弁明、見解等の聴取)

第18条 監査委員は、原則として、監査の結果に関する報告の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取しなければならない。

(報告及び意見の提出)

第19条 監査委員は、監査又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等へ提出しなければならない。なお、監査の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出することができる。

② 監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出しなければならない。

③ 監査委員は、監査又は検査の結果に関する報告及び意見（以下「監査報告等」という。）の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めなければならない。

(監査報告等の内容)

第20条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 本基準に準拠している旨
- 2 監査等の種類
- 3 監査等の対象
- 4 監査等の着眼点
- 5 監査等の主な実施内容
- 6 監査等の実施場所及び日程
- 7 監査又は検査の結果及び意見
- 8 その他必要と認める事項

② 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査報告等にその旨、内容及び理由等を記載しなければならない。

(監査委員の合議)

第21条 次に掲げる監査報告等の決定は、監査委員の合議によらなければならない。

- 1 第4条第1項第1号から第6号まで、及び第9号に定める監査結果

- 2 第4条第1項第8号に定める監査及び勧告
- 3 第4条第1項第11号から第14号までに定める審査意見
- 4 包括外部監査人の監査結果に関する意見（法第252条の38第5項）
- 5 住民の直接請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の39第7項）
- 6 議会の請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の40第4項）
- 7 市長の要求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の41第4項）
- 8 市長の要求に基づき、財政援助団体等に対する監査を、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の42第4項）
- 9 住民監査請求に係る監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることの決定及び個別外部監査人が陳述を行う場合の立会いに関する協議（法第252条の43第3項及び第8項）
- 10 住民監査請求に係る個別外部監査結果報告の請求理由の有無及び勧告（法第252条の43第5項）

（監査報告等の公表）

第22条 監査委員は、監査報告等のうち、第4条第1項第1号から第6号まで及び第8号に定める監査並びに外部監査人からの報告に係るものについては、速やかに公表しなければならない。

（措置状況の報告等）

第23条 監査委員は、業務の改善を促すため、監査の結果に基づく措置状況について、議会又は市長等に適時報告を求めなければならない。

- ② 監査委員は、第4条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号並びに外部監査人の監査の結果に基づく議会又は市長等からの措置状況の通知は、これを公表しなければならない。
- ③ 監査委員は、第4条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。

（実施細目）

第24条 この基準の実施に関し必要な事項は、監査委員の合議により別に定めるものとする。